

岡山市入札外部審議委員会の概要

令和4年第3回岡山市入札外部審議委員会(以下「審議委員会」という。)を下記のとおり開催しましたので、その概要についてお知らせいたします。

記

1 開催日

令和4年11月1日(火) 10時00分から11時30分まで

2 開催場所

岡山市水道局 6階 多目的ホール

3 出席委員(敬称略 五十音順)

小野 絵美, 齊藤 政子, 天王寺谷 達将, 野田 尚紀, 矢吹 香月

4 事務局

(1)岡山市財政局

脇本財政局次長, 植月契約課長, 水田工事契約担当課長, 中嶋契約課課長補佐(工事契約係長), 大木契約課課長補佐(物品契約係長), 寺田契約課管理係長, 山根契約課副主査

(2)岡山市水道局

上高次長, 繁田管財課長, 江本管財課課長補佐, 岡島管財課契約係長, 片山管財課副主査, 笹野管財課副主査

5 会議次第

1 岡山市抽出事案について

(1)コンサル契約

(2)物品契約

2 水道局抽出事案について

(1)工事契約

(2)役務契約

3 その他

6 会議概要

1 「令和4年度岡山市道路事業等に係る設計図書作成業務委託」

委員： コンサルの事業のうち、公益財団法人が行うのはこういう基準で、そうでないものは民間の競争入札にするという基準を教えて欲しいです。さほど秘匿性が高くないものも公益財団法人が行っているように思えます。

市当局： 一般競争入札で設計コンサルに出すものは、実際に橋をつけたり、道路を作ろうとしたときに、どういう長さ、工法がいいか案を出してもらうものです。それを受けて、市の職員が積算設計する場合がありますが、全部ではなく、大型のものとかになります。秘匿性とは、工事の内容ではなくて、設計図書で次の工事の額や内容が早く分かってしまうという、そういう秘匿性があり、本来は職員がすべきところですが、いくつかの大型の案件や複雑な案件は公益財団法人にお願いするものです。そういう基準です。どこの設計をお願いするかは、各担当課が全体計画の中で考えています。

委員： 市としてやらねばならない業務を、公益の方でしていただくということですか。

市当局： そうですね。それが設立の目的のひとつです。

委員： 割合として、民間のコンサルを阻害しないような形でいかないといけないと思います。

市当局： 公益財団法人なので、利益を求めるといよりは、人件費とかシステムの使用料など最低限必要な経費を払っているというイメージを持っていただければと思います。

委員： 公益財団法人から出てくる予算はある程度細かく、これにどれくらいかかると言うのが出てきて、その妥当性を確認するような流れになるのでしょうか。

市当局： 大型の設計の案件として、1件が100万円を切るような価格になっていけば、そこまで高いお金ではないだろうと思われれます。その中で公益財団法人として使う費用は、設計のための人件費と、システム利用料がかかってくると考えられます。見積りをもらって、必ずそれを右から左へ予算をつけているだけではなくて、財政当局で見積もりが適正かどうか判断をしています。

委員： 岡山県の市町村が出資した公益団体ということで、もともと利益を目的としておらず、補助金も付くと思いますが、こういうのは一般的なののでしょうか。例えば、隣の広島や兵庫

などではどうですか。

市当局： どの県でも大体あります。全てあるかは分かりませんが、普通にあることです。
営利目的の法人ではないです。32本の設計が2500万円で、1件当たり100万円を切るという、かなり格安で受けています。格安であるからこそ、民業圧迫にならないように、かつ、市町村の職員の研修なり、技術の向上のなりのバランスを取りながら、発注量や職員数を定めていると思います。県庁でも厳しくチェックしていると思います。

2 「岡山芸術創造劇場舞台大道具備品一式」

「岡山芸術創造劇場舞台照明備品一式」

「岡山芸術創造劇場舞台音響備品一式」

委員： 初めて内容を拝見しましたが、1つにまとめないといけないものがありそうです。例えば照明は、全体として動く必要があります。一方で、納めて終わりのものもあって思いました。両方あります。まとめ方の単位は、1つで行くのか分けるのかを主体的に決めるのは、発注する部署という理解でいいですか。

市当局： はい。

委員： こういった特別な案件の見積もりはどのように行っていますか。

市当局： 市民会館に指定管理者がついていて、今の劇場の運営管理をしているが、色々な劇場の管理に携わった実績を持つ専門の職員がいて、そこからアドバイスを受けたり、備品発注の担当課が参考になる製品の見積もりを取ったりします。

委員： 落札業者が市内業者ではないようですが、岡山市の業者では無理なのですか。

市当局： 今回はWTO案件で、地域要件は付けることができません。必要な資格についても、岡山市の名簿に登録があるか、もしくは特定調達名簿に登録すること、さらに実績があることを求めています。岡山市内の小規模な業者では難しいところがあると思います。

委員： 世界に向けて幅広く応札をアピールしたにもかかわらず、いずれも1社ずつしか応札がなかったのは、大きなホールを作るときには暗黙のルールみたいなものがあるのではないかと、岡山市基準の金額の出し方に問題があるのではと思わざるを得なくなってしまう。

市当局： 出し方は、法令に従っており、金額的には、専門的に手掛けている指定管理者にアドバイスをもらったり、業務支援の受託業者に検討してもらっているので、岡山市が特別にこの価格でということにはならないと思います。また、参加可能業者が1社だけにならないことを担当課に確認をとり、それぞれ何社か候補がありましたが、最終的には1社だけだったということです。

委員： 実績があるということは、過去にこういう提案書を出したことがある業者だと思うので、これを出したらあそこが来るということがあるかもしれません。やむを得ない面もあるかもしれませんが、一方で金額も大きいので、これを下げるために、検討する余地があったのかどうかというところですね。例えば、もっと分けて出すとか、あくまで岡山市が使っている業者なのだから市内で調達せよとか、できるのかどうか、やろうとしたのかどうかポイントかなと思いました。

市当局： 分けることは可能かという話もしたのですが、やはり舞台という特性がある以上、照明であれば、部分でメーカーが異なると色あいが違って来る、また、音響についても、可動式のもので、ホール間を移動させて使うこと等をトータルで考えないといけない。メンテナンスの面で、色々なものが入ってしまうと、不具合が出たときに切り分けが困難で、どちらのメーカーの責任かということになりますので、そういう事態だけは避けてほしいという話が管理者側からあったということです。大道具備品については、市内の業者でも作れるのではないかという話もあったのですが、パフォーマンスに支障が出ないように、トータルできれいにならして作る場所が必要で、トータルでするしかないということになりました。

3 「三野浄水場第5水源4号取水ポンプ整備工事」

委員： 単独随意契約という制度が解っていないが、許容価格7300万円に対して、見積が100万円安く提出されていることについて、1者応札でなぜそのようなことが起こるのでしょうか。

市当局： 許容価格を決めるうえで、指名業者から見積をもらっているが、それをそのまま許容価格としているわけではなく、必要な部分のみを利用しているので、まったく同じにはなりません。指名業者も札入れする際は、少し金額を下げる場合があります。

委員： 単独随意契約であるからといって、業者側が許容価格を把握しているわけではないということですね。

市当局： そうです。参考見積を利用しているため、許容価格についてある程度の予測はできるとは思いますが、まったく同じにはなりません。

委員： 許容価格を超えた金額で見積を出して来たらどうなるのですか。

市当局： 単独随意契約の場合は窓口で開札をするのですが、その場合は許容価格に達してないということで出し直しをしてもらいます。それでもなお超える場合は再度出し直しを繰り返します。

4 「水道料金等クレジットカード収納業務委託」

委員： 今回の応札者は、決済代行業者として地方公共団体に対してある程度の実績があるのだと思いますが、入札価格の算出方法とはどのようなものですか。

市当局： 固定費と、残りの部分は申込件数で経費が変わる単価契約となっています。申込件数の見込みですが、将来の利用件数を全調定件数の20%を想定した数値となっています。

委員： 1社応札となった理由はなんですか。

市当局： 今回の契約では、クレジット会社と個々に契約を結ぶのではなく、決済代行会社との包括契約としており、対応できる業者が全国的には6、7社ほどあると把握していますが、岡山市の有資格者名簿に登録されている業者は2者しかありません。今回はその2者のうち1者のみが興味を示して応札してきたというのが実情です。

委員： 今後はおそらくスマホ決済等のモバイル決済にクレジットカードを紐づけて利用する方法が増えていくことが予想される場所、なぜクレジットカード単品での取り扱いを始めたのかが気になりました。

市当局： お客様ニーズの高まりによるものです。また、他の政令指定都市と比較しても、クレジットカード決済が未導入となっている都市は、岡山を含めて6都市しかなく、他の大都市では既に導入済なことや、電気やガスといった他の公共料金でも利用できることも導入する理由の1つです。

委員： クレジット決済のお金の流れはどのようになっているのでしょうか。

市当局： まず、水道料金の支払い情報を決済代行業者へデータで送付します。その後、決済代行業者がカード会社に対して予審をお願いしてOKが出たものに対して決済代行業者が水道局へ水道料金を支払います。その後にカード会社がお客様個人に対して決済するというので、後払いということになります。

委員： 決済代行業者にかなりのお金がプールされる瞬間があるということになると思いますが、契約の履行が不可能になった場合、水道局へお金が納入されない可能性があることがリスクであると思いました。

市当局： ご指摘のとおり、かなりのお金を一時的とはいえ取り扱うため、安全性の担保は重要だと思います。5年後にもまた契約をすることになるので、いただいた意見を参考にしていかなければならないと思います。

委員： クレジット決済に移行することによって水道局の業務の負担が軽減されるなどのメリットは何かあるのでしょうか。

市当局： 確実に言えるのは、料金を確実に収納できるということは1つメリットと言えます。事務手続きは若干増える可能性はありますが、それを補って余るメリットがあると考えています。

委員： お年寄りなどは今までの決済手段である口座振替やコンビニ払いでよいとも話を聞いています。それでもやはりクレジットカード決済が増えたほうがよいと考えているのでしょうか。

市当局： 支払の選択肢が増えると解釈していただいたほうがよいと思います。今までどおりの支払い方法も残るので、都合の良い方法を選択していただければよいと考えています。

委員： 選択肢を増やすことは良いことだと思いますが、なぜ今、大金をかけてクレジットカード決済を導入するのがわからないです

市当局： 水道料金に限らず税金も同じで、口座振替と比べクレジットカード決済の方は手数料が何倍もかかるが、私企業ではないため、市民のニーズがある限り税金あるいは水道料金を投入して支払方法の選択肢を増やすべきという声があれば、それに応えていく必要があると考えています。

(終了)